

「生物多様性条約(CBD)・名古屋議定書と海外遺伝資源へのアクセス方法(2) ～海外との調査研究・海外遺伝資源を用いる研究の心構え～」

1993年に発効したCBDにおいて提供国が遺伝資源(動植物や虫、微生物、それらが含まれる土や水など)の持ち出し利用の制限を掛けられることを確認し、2010年のCOP10で採択された「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(以下、名古屋議定書)」では、更に遺伝資源に関する伝統的知識も利益配分の対象となりました。海外の遺伝資源へのアクセスは、商用利用だけではなく学術研究の分野においても多くの制限と手続き、利益配分を課せられ方向にあり、ライフサイエンス分野をはじめ、多くの研究が遅延あるいは停滞してしまう懸念が増大しています。

本学で2回目のセミナーとなる今回は、現在までの国内外の動向と、事例として、国内研究者から寄せられている質問、海外のABS批准状況、国内の支援機関(JBA、遺伝研)による啓発活動と支援について紹介いたします。正確な情報把握の機会として、海外遺伝資源を利用している方、あるいは、将来これらに関係すると思われる方など広くこれらに関係する方々を対象に、セミナーを開催いたします。

●日時：平成26年2月19日(水)13:15～15:30

●会場：茨城大学 農学部事務棟2階第1会議室
(定員50名) 稲敷郡阿見町中央3-21-1/土浦駅よりバス

●ライブ会場：

[水戸]理学部K棟インタビュースタジオ(定員100名)

[日立]工学部E5棟2階研修室205号(定員40名)

●対象：茨城大学教職員・大学院生、地元企業・研究機関・支援機関・金融機関等、4u関係者

●参加費無料。茨城大学外の方は資料等準備のため産学官連携イノベーション機構までお申込み下さい(申込期限：2月17日)。

◆主催：茨城大学 学術企画部・産学官連携イノベーション創成機構・農学部

◆共催：一般財団法人バイオインダストリー協会(JBA)/協力：国立遺伝学研究所(NIG)



<プログラム>

13:15 開会の辞

13:20 講演(1テーマ20～25分 ※調整中)

講師：JBA生物資源総合研究所 井上歩、炭田精造、渡辺順子、野崎恵子
国立遺伝学研究所 知的財産室 鈴木睦昭

1. 生物多様性条約(CBD)と名古屋議定書【JBA】
2. 名古屋議定書に関する海外状況と国内措置【JBA】
3. JBAのABS支援活動【JBA】
4. アクセス手引第2版【JBA】
5. 遺伝研のABS支援活動と学術研究者からの質問事例【遺伝研】

15:10 総合質疑

※希望があれば農学部会場で16:00まで講師の先生方との個別相談も可能です。

15:25 閉会の辞



●お申込み・問合せ先

茨城大学 産学官連携イノベーション創成機構 担当：湊(産学連携室長)、友田(和)、大谷

E-mail: 4u@ml.ibaraki.ac.jp ※氏名・ご所属・連絡先を明記の上お申し込み下さい。

TEL: 0294-38-5057/FAX: 0294-38-5240 / 〒316-8511 日立市中成沢町4-12-1(日立キャンパス)